

建設工事等競争入札参加者の資格に関する公示（組合）

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の五第一項及び第百六十七条の十一第二項の規定に基づき、中央区が発注する建設工事等の請負契約（工事の請負契約、設計、測量及び地質調査の委託契約並びに総トン数二十トン以上の船舶（以下「船舶」という。）の製造及び修繕の請負契約をいう。）の一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第三条第一号の事業協同組合（以下「組合」という。）に必要な資格並びに資格審査のインターネットを利用した申請方法について別紙のように定めました。

令和元年六月十七日

中央区長 山 本 泰 人